

改 正 案

現 行

（電波の強度に対する安全施設）

（電波の強度に対する安全施設）

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

第二十一条の三 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、及び電力束密度をいう。以下同じ。）が別表第二号の三の二に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

一〜四 （略）

一〜四 （同上）

2 （略）

2 （同上）

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表（第21条の3関係）

別表第二号の三の二 電波の強度の値の表（第21条の3関係）

第1

周 波 数	電界強度の 実効値 (V/m)	磁界強度の 実効値 (A/m)	電力束密度の 実効値 (mW/cm ²)
<u>100kHzを超え3MHz以下</u>	<u>275</u>	<u>2.18f⁻¹</u>	/
<u>3MHzを超え30MHz以下</u>	<u>824f⁻¹</u>	<u>2.18f⁻¹</u>	
<u>30MHzを超え300MHz以下</u>	<u>27.5</u>	<u>0.0728</u>	<u>0.2</u>
<u>300MHzを超え1.5GHz以下</u>	<u>1.585f^{1/2}</u>	<u>f^{1/2}/237.8</u>	<u>f/1500</u>
<u>1.5GHzを超え300GHz以下</u>	<u>61.4</u>	<u>0.163</u>	<u>1</u>

周 波 数	電界強度 (V/m)	磁界強度 (A/m)	電力束密度 (mW/cm ²)	平均時間 (分)
<u>1 10kHzを超え30kHz以下</u>	<u>275</u>	<u>72.8</u>	/	<u>6</u>
<u>2 30kHzを超え3MHz以下</u>	<u>275</u>	<u>2.18f⁻¹</u>		
<u>3 3MHzを超え30MHz以下</u>	<u>824f⁻¹</u>	<u>2.18f⁻¹</u>		
<u>4 30MHzを超え300MHz以下</u>	<u>27.5</u>	<u>0.0728</u>	<u>0.2</u>	
<u>5 300MHzを超え1.5GHz以下</u>	<u>1.585f^{1/2}</u>	<u>f^{1/2}/237.8</u>	<u>f/1500</u>	
<u>6 1.5GHzを超え300GHz以下</u>	<u>61.4</u>	<u>0.163</u>	<u>1</u>	

- 注1 fは、MHzを単位とする周波数である。
- 注2 電界強度、磁界強度及び電力束密度は、それらの6分間における平均値とする。
- 注3 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を放射する場合又は一の無線局が複数の電波を放射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

第2

周波数	電界強度の 実効値 (V/m)	磁界強度の 実効値 (A/m)	磁束密度の 実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10^{-5}

- 注1 電界強度、磁界強度及び磁束密度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。
- 注2 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 注3 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を放射する場合又は一の無線局が複数の電波を放射する場合は、電界強度、磁界強度及び磁束密度については表中の値に対する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ1を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この省令の施行の日以後における空中線の取替え又は増設に係る無線設備については、この限りでない。

- 注1 fは、MHzを単位とする周波数である。
- 注2 電界強度及び磁界強度は、実効値とする。
- 注3 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を放射する場合又は一の無線局が複数の電波を放射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。